

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成29年度 マルチ周波数体組成計 一式 借入

### 2 契約の相手方

株式会社タニタ

### 3 随意契約理由

健康増進法に基づき11月に実施される国民健康・栄養調査は、厚生労働省からの委託事業であり、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施される。

厚生労働省は平成29年8月24日付け厚生労働省事務連絡「平成29年国民健康・栄養調査における筋肉量測定について」により、今年度実施する体組成の測定にあたり、精度管理上、株式会社タニタのマルチ周波数体組成計MC-780A-Nを使用することを指定している。本調査は法に基づく全国的な調査であり、本市においてもマルチ周波数体組成計MC-780A-Nを借入する必要がある。当該製品は研究調査における貸貸借用に開発された非売品であり、株式会社タニタのみで貸貸借を行っている製品となるため、代理店による貸貸借は行っていない。

したがって、株式会社タニタと借入契約を締結する必要がある。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

健康局保健所管理課健康栄養グループ（電話番号06-6647-0662）